

岩手県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営徳田第二地区土地改良事業（紫波郡矢巾町）に係る換地処分をした。

平成26年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也